

令和5年第2回定例会 文書質問  
加地 まさなお 議員

回 答 書

1 新型コロナワクチン（mRNA）接種に対する適切な対応について

質問の要旨  
①

令和5年5月8日に新型コロナウイルスはウイルス変異を繰り返し弱毒化の傾向も見られ、重症化するケースが減少していることから、感染症2類（相当）から5類感染症に位置づけが変更となった。

一方、ワクチン接種による副反応や後遺症が日々増加しているにも関わらず、その因果関係を不明と判断するなど多くの国民が苦しんでいる現状がある。

ワクチン接種率、マスク使用率ともに世界一であるにも関わらず、日本は新型コロナ感染率も世界一であるという事実がある。

このような状況の中で、厚生労働省は小児ワクチン接種を「推奨」とし、対象年齢を生後6ヶ月以上としている現状、懸念が拭えない状態である。

そもそも治験中で中長期的な副反応、後遺症も確認されていない mRNA ワクチンを、感染しても極めてリスクの低い子供に接種する理由はどこにあるのか疑問である。

妊娠中や授乳中の新型コロナワクチン接種が胎児等に及ぼす影響について、保護者が適切に判断することができるように十分な情報提供を行うべきである。

よって、国、足立区におかれては、子供の健康と生命を守るために、新型コロナワクチンの接種に関して下記の措置を講じられるよう強く要望する。

以上を踏まえ、質問する。

1. 新型コロナワクチン接種の効果（メリット）と副反応、後遺症（デメリット）

厚生労働省の指針をもとに足立区が発信する情報（HP等）だけでは、現在分かっている mRNA ワクチンによる副反応、後遺症の実態が見えてこない。欧米を筆頭にして mRNA ワクチン接種（3回目接種以降、ブースター）を取りやめている現状をふまえて、様々な角度から mRNA ワクチンの有効性、危険性の検証が必要である。

免疫学者の村上康文（東京理科大学名誉教授）によれば、新型コロナワクチンを接種する事による新型コロナへの有効性よりも、副反応、後遺症

	<p>のリスクのほうが高いと述べている。mRNA ワクチンのスパイクたんぱく質が血中を流れ、スパイクと抗体が接着することによって毛細血管の目詰まりをおこし、大きな塊になると脳梗塞、心筋梗塞の原因になると述べている。</p> <p>mRNA ワクチンによって免疫抑制がしっかり起きることは確認されているが、mRNA ワクチンによって2つの免疫のうち、片方だけが抗体を作ることが確認されている。その一方、もう一つの細胞性免疫を抑えてしまい、その結果、1種類の抗体だけがたくさん作られてしまい、本来ならば感染すると両方の免疫が形成されるはずの抗体が片方のみとなってしまう。2つの免疫のうち、もう1つの免疫が非常に重要な働きを行っており、ウイルスの感染、癌細胞を抑制出来なくなる可能性が大きい。mRNA ワクチンを打てば打つほど免疫が抑制されて癌ができやすくなる。と同時に眠っていたウイルスが増殖して、帯状疱疹を発症してしまう。本来もっているあらゆる自己免疫が抑制され、免疫が弱まってしまう弊害が生まれてしまう。</p> <p>mRNA ワクチンは1度打つと、1種類の抗体が非常に強力に誘導され、その後もう一度新しい変異株が入って来てもその抗体は誘導されず、最初の抗体だけが作られるようになってしまう。変異が多いウイルスにワクチン接種はしない、1回免疫を誘導してしまったならば追加接種を行わないのが、免疫学者の常識的な考えとある。</p> <p>また、癌ウイルスで非常に重要な働きをしている SV 40 プロモーターという癌ウイルス遺伝子の一部が、ワクチンの中に組み込まれているという論文もある。</p> <p>このように、分かっている mRNA ワクチンの危険性も含めて、区民に情報提供をしなければ、mRNA ワクチン接種を正しく判断する判断基準を区民が得ることはできない。区民の心身の健康、安全、安心を考えるならば区独自の調査、取り組みを行うことは必要不可欠である。足立区は出しすぎるくらい情報を出していく区であることに敬意をもって伺う。上記の情報を含めての啓発を行うべきと考えるが区の見解はどうか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>新型コロナウイルスワクチン接種については、その効果や副反応、後遺症に関する様々な情報があることは認識しております。</p> <p>ただし、ワクチン接種事業は国の統一的な方針に基づいて実施している事業であるため、足立区独自の情報収集や調査結果による啓発は考えておりません。引き続き、国からの情報をタイムリーに提供することで、ワクチン接種に関する区民の理解を深めてまいります。</p> <p>(担当所管：衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>

## 2. 妊娠中や授乳中の新型コロナワクチン接種が胎児等に及ぼす影響

ファイザー社と米国食品医薬品局（FDA）は、令和3年3月の時点で、mRNA を基にした新型コロナワクチン BNT162b2（以下「新型コロナワクチン」という。）が妊婦、胎児及び授乳中の乳児に対して潜在的な影響を持つ可能性を事前に認識していたとして、各国の医療団体等から指摘を受けている（PHMP T、全国勇志医師の会、C a n a d a H e a l t h A l l i a n c e 等）。

これは、FDAが裁判での開示命令に従って公開したデータファイル（ファイザー社が新型コロナワクチンの承認申請のためにFDAに提出したファイル。以下「本件文書」という。）から発覚した内容であり「妊婦と授乳に関する累積的レビュー」（PREGNANCY AND LACTATION CUMULATIVE REVIEW）として、薬剤開発時点から令和3年2月28日までの症例に関する調査データが報告されている。

この調査によれば、458件の妊娠中の新型コロナワクチンの曝露に関し、疼痛（101例）、頭痛（57例）、自然流産（51例）、疲労（43例）、発熱（26例）、悪寒（24例）、筋肉痛（23例）、悪心（22例）、関節痛（16例）、浮動性めまい（15例）、倦怠感（12例）、リンパ節症（11例）、無力症（11例）が生じているとされている。

質問の要旨

②

このうち、流産は稽留流産等も含めると53件あり、流産を免れても、早産で出生した6人に有害事象が認められ、うち2人が死亡し、1人に深刻な後遺症が残っている。これらの事象は、胎盤を通過した新型コロナワクチンあるいは新型コロナワクチンの成分であるスパイクたんぱく質が、胎児に影響した可能性があることを示唆している。

また、215件の授乳中の新型コロナワクチンの曝露に関し、発熱や頭痛、下痢などの様々な有害事象が見られ、中には、易刺激性や発疹、血管浮腫など10件の重篤な有害事象が発生し、うち6件は乳児で報告されている。これらの事象は、母乳を介して、乳児に新型コロナワクチン又は新型コロナワクチンの成分であるスパイクたんぱく質が影響を及ぼす可能性を示唆している。

足立区のHPには、6ヶ月から4歳へのワクチン接種の注意事項として「ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種を判断いただきますようお願いいたします」とある。その点をふまえ、上記の事例を基に、保護者が正しい知識を持つための判断材料として普及啓発すべきと思うがどうか。これだけの情報を認識しながら情報提供をせず、新型コロナワクチン接種後の、副反応、後遺症が増加した場合、区はどのようにして責任を負うつもりがあるのか、見解を伺う。

回 答 ②	<p>妊娠中・授乳中の方のワクチン接種に関する情報は、区ホームページで紹介しており、厚生労働省のQ&amp;Aや日本産婦人科学会の関連情報もご案内しております。また、令和3年8月23日に接種を希望する妊娠中の方や配偶者などが早期に接種できるよう国から事務連絡があった際には、庁舎ホール集団接種会場に優先枠を設けて接種を実施しております。</p> <p>接種後の副反応や後遺症については、都道府県の役割で開設している東京都の相談窓口の案内や区が申請を受付ける健康被害救済制度により対応しております。</p> <p>(担当所管：衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>
----------	---

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>3. 厚生労働省のホームページで公表されているワクチン接種後の死亡報告、重篤な副反応の報告、疑い事例並びにワクチン接種時期から見る足立区の死亡数の情報提供</p> <p>ワクチン接種後の死亡報告は全国で 2000 件を超え（最新 6/19 では 2832 件）重篤な副反応の報告は 27000 件以上に上がっている。これまでのワクチンによる健康被害、後遺症は過去 43 年間で約 3500 件である事をみれば、異常な数の被害数だとわかる。</p> <p>超過死亡に至っては、2021 年から 38 万人を超え、戦後最多の超過死亡率となっており、世界的に見ても、日本は世界一の超過死亡率となっている。（超過死亡率とは、特定の母集団の死亡率が一時的に増加し、本来想定される死亡率の取りうる値を超過した割合のことである。）</p> <p>厚生労働省のホームページで公表されているワクチン接種後の死亡報告、重篤な副反応、疑い事例の情報提供。足立区内の新型コロナワクチン接種後の死亡報告、重篤な副反応、後遺症の情報提供。併せて過去 10 年を含めた足立区の死亡数のデータを、足立区独自の取り組みで区民へ情報提供することを求めるがどうか。また、それにより足立区民の生命、安全を守る事になると思うが区の見解はどうか。</p>
<p>回 答 ③</p>	<p>ワクチン接種の副反応については、区ホームページに専用ページを設けており、重篤及び死亡も含め国が集計している副反応疑いについても紹介しております。また、過去の足立区の死亡数データについては主要死因の割合を含めて衛生部の事業概要において公表しております。</p> <p>接種事業は国の統一的な方針に基づいて実施していることから足立区独自の取組みとして健康被害の実態を調査・公表することは考えておりませんが、足立区医師会の意見や報告を伺いながら、健康被害救済制度の申請や認定状況などを区ホームページに掲載しております。</p> <p>こうした情報提供により、ワクチン接種に関する区民の理解を深め、ひいては区民の生命、安全の確保につなげてまいります。</p> <p>(担当所管：衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>

<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4. 新型コロナワクチン接種、追加接種の基準の見直し—新型コロナワクチン初回接種（従来ワクチン、1価）努力義務の廃止</p> <p>日々、変異を繰り返している新型コロナウイルスに、初回接種で定められている従来型ワクチン（1価）に効果があるとは到底考えられない。予防接種法第9条に「努力義務」とは、義務とは異なると明記されている。だが、区民に正しく「努力義務」の定義が理解されているとは思えない現状では誤った認識を生み、「強制力をもった義務」と捕えてしまう恐れがある。よって努力義務の廃止を検討すべきと思うが区の見解はどうか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>努力義務は、国が法令で統一的に定めるものであるため、足立区独自に廃止の必要性を検討することはいたしません。引き続き、努力義務の定義や適用範囲について、区民の皆様の理解が進むよう区ホームページや接種券に同封するお知らせなどで周知してまいります。</p> <p>(担当所管：衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>

<p>質問の要旨 ⑤</p>	<p>5. ワクチン接種前に問診票を用いて、上記の情報提供内容を理解しているのか保護者に対して確認すること 上記を基にして、足立区独自の問診票の作成を行い問診する事で、接種者、保護者の正しい知識の向上につながると思うが区の見解はどうか伺う。</p>
<p>回 答 ⑤</p>	<p>ワクチン接種前の予診は、全国統一の予診票を用いることとされているため、足立区独自の様式を作成することはいたしません。 ただし、乳幼児及び小児の接種については、より丁寧な説明や接種が必要であると認識しており、接種の際にきめ細やかな対応を行うよう足立区医師会と委託契約を結び、保護者や接種者が安心できる接種の実施に努めております。</p> <p>(担当所管：衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課)</p>

## 2 LGBT 理解増進法の施行に当たり懸念される事項について

### 質問の要旨 ⑥

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（第211回国会衆第13号）は、G7に間に合わせることを目的に拙速な議論が与党でなされたに過ぎないものであり、この課題が抱える多くの論点について慎重な検討が欠けていると思われる。本来、様々な立場からの指摘を取り上げて慎重に審議していくべき本法案は、2023年6月9日、衆議院内閣委員会で審議入りし、三案が乱立する状況にもかかわらず短時間で審議を終え、同日早朝に新たに提出された修正案が即日採決されるという極めて異例な経過をたどっている（以下、衆議院において修正議決された案を「本法案」という。）。

本法案の内容は、政府が基本計画を策定するとともに、国及び地方公共団体が施策を策定・実施することを求めている。それだけではなく、事業者には、普及啓発、就業環境の整備を求めているほか、国や地方公共団体が行う施策に協力するよう求め、学校にも教育、啓発、教育環境の整備、国や地方公共団体が行う施策への協力を求めている。加えて、学校における教育や啓発は、家庭、地域住民、その他の関係者の協力を得ることとされている。本法案は、社会全体に極めて大きな影響を及ぼすものであることは明らかである。

本法案について、国民からは、性犯罪の増加など女性の権利侵害、スポーツ界におけるジェンダー問題、そして、アイデンティティの確立していない子供の発達への悪影響など、諸外国が直面してきた社会的混乱が日本でも生じるのではないかという強い懸念の声、男系による皇位継承を定める皇室存続の危機につながるのではないかという不安の声が多数上がっている。しかし、前出のように衆議院では拙速な審議を経て採択され、こうした懸念、危惧に正面から応えることになっていない。

当事者団体からも、「揺らぎのあるアイデンティティをカテゴライズされることが不快感を覚える」、「これまで生活者の立場で、医療機関や金融機関、行政で差別を受けたことはなかった」、「LGBT活動家は当事者の代表ではない。一部の活動家だけではなく、当事者のリアルな声も報道してほしい」と、マスコミが一部の活動家による主張ばかりを取り上げ、本当のマイノリティの声がかき消されている現実がある、と立法化そのものへの疑問の声が上がっている。

このように、理解増進を目的にしていたはずの本法案は、かえって当事者に対するタブー意識を強めるという皮肉な結果を招いている。本法案の成立によって、現在平穏の中で生活している「そっとしておいてほしい」と考える当事者の願いに背を向けることにもなりかねず、ひいては国民全体を不幸にすることになってしまう。

政治に必要なのは、形式的な法制化ばかりではなく、当事者や周辺が抱



える具体的な問題に焦点を当て、解決への道筋を探ることである。しかし、本来、慎重な審議の中でこれらの重要な役割を果たすべき衆議院内閣委員会で、当事者不在のまま、議論らしい議論を行わず採決に至った。

岸田総理は、6月8日の参議院財政金融委員会において、本法案について、「様々な国民の皆さんの声を受け止めながら取組を進めていかなければならない」と答弁しているが、様々な国民の声は、法制化の前に十分に受け止められるべきものであり、岸田総理の答弁は、順序を取り違えている。

性的指向を理由に性的少数者を差別することが許されないのは当然である。我が国では、憲法第十四条において、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない」という平等原則を定めており、判例、学説上、「合理的区別」を除く「一切の差別」が禁止されている。報道で「G7の中で唯一、同性カップルに対して国として法的な権利を与えず、LGBTQに関する差別禁止規定を持たない」などとされていることは、完全な事実誤認である。

もとより、性的少数者に対する過酷な差別の歴史を有する西洋とは異なり、日本は、マイノリティに寛容な国である。武士の生活文化の一部では同性愛が認められていた歴史があり、現在の芸能界でも女性的な男性タレントが活躍するなど、多様な性の形が受容されている。これらの歴史的事実や今日の実情に顧みるなら、あえて「理解増進」を法制化しなければならないような国柄ではないと言える。

この問題で先行している欧米諸国では、行き過ぎた政策による混乱や弊害が生じ、歯止めをかけるなど見直しの動きが進んでいる国も多数ある。アメリカではLGBTを子供たちに教えるべきかどうかをめぐって、対立が深まっている。海外のLGBT対策の現状と問題点を踏まえ、日本社会にふさわしい施策の在り方を考える必要がある。アメリカの人権団体であるヒューマンライツキャンペーンは、全米の州法全体で反LGBTQ法案が着実に増えており、2023年には500本超が提出されているとしており、また、アメリカ自由人権協会は、2023年にアメリカで成立している反LGBT法案は、19州64法案があることを指摘している。先行事例を見れば、拙速な法制化が健全な教育や社会常識を損ない、無用な社会の混乱・分断を招くことは明らかである。

以上を踏まえ、質問する。

1. 本法案の法制化について、当事者団体からは、本当のマイノリティの声がかき消されている現実がある、との声が上がっている。足立区は第8次「足立区男女共同参画行動計画」の中で、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）をジェンダー平等実現の阻害要因の一つと捉え、人々の意識変容の必然性と、ジェンダー平等を推進していくための体制整備・強化策を盛り込んだとある。上記の当事者団体の声を踏

	<p>まえ、また「区民の理解が必ずしも十分でない現状」をどのように解釈しているかを伺う。</p>
<p>回 答 ⑥</p>	<p>LGBT理解増進法の法制化にあたり、当事者団体から「本当のマイノリティの声がかき消されている現実がある」との声をふまえ、また「区民の理解が必ずしも十分でない現状」についてお答えします。</p> <p>「区民の理解が必ずしも十分でない現状」については、区といたしましては把握しておりません。</p> <p>令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査の結果でLGBTという言葉の認知度は85%となっており、多様性を尊重する社会に向けた啓発の素地が一定程度醸成されてきていると考えております。</p> <p>(担当所管:地域のちから推進部 多様性社会推進課)</p>

<p>質問の要旨 ⑦</p>	<p>2. 本法案第2条では、「ジェンダーアイデンティティ」の定義として、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」とされている。これには、「性自認」を含むことになるのかについて、区としてどう解釈しているか見解を伺う。</p>
<p>回 答 ⑦</p>	<p>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律のジェンダーアイデンティティに性自認が含まれるかについてお答えします。</p> <p>国は第211回国会（常会）において「本法案第2条では、『ジェンダーアイデンティティ』の定義として、『自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう』とされている。これには、『性自認』を含むことになるのかについて、政府としてどう解釈し運用するのか」という質問に政府は「性自認の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である」と答弁しております。</p> <p>区が、現時点においては個別の解釈を申し上げることは困難です。今後も国の動向等を注視してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：地域のちから推進部 多様性社会推進課)</p>

<p>質問の要旨 ⑧</p>	<p>3. 本法案第3条では、「ジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」と定められている。しかし、「差別」とされる内容は明示されていない。「差別」と「合理的区別」の定義について、区はどのように解釈し、足立区男女共同参画行動計画を作成しているかを伺う。</p>
<p>回 答 ⑧</p>	<p>「差別」と「合理的区別」の定義についてお答えします。  足立区男女共同参画推進条例では、個別具体的な事案について何が差別で何が合理的区別かを定義しておりません。  性差別等を理由にあらゆる差別を行ってはならないと考えており、足立区男女共同参画推進条例に規定する「男女の人権を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的扱いを禁止」の基本理念に基づき、足立区男女共同参画行動計画を策定しています。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 多様性社会推進課)</p>

<p>質問の要旨 ⑨</p>	<p>4. 本法案では、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く学校の児童及び生徒に対し、性的思考及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する教育を行う旨が定められている。</p> <p>この点、政府は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領案に対する意見公募手続き（パブリックコメント）に寄せられた御意見等について」の中で、「性的マイノリティについて規定し、保健体育科などの「異性への関心」を削除すべき」との意見に対し、「体育科、保健体育科においては、個人差はあるものの、心身の発育・発達に伴い、「異性への関心が芽生えること」等は思春期の主な特徴の一つとして必要な指導内容です。また、体育科・保健体育科で、上記通知で言及されているいわゆる「性的マイノリティ」について指導内容として扱うことは、個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しいと考えています。」と回答している。本法施行後、区は個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導が行われることが確保されるか。また、保護者や区民の理解が進まない段階で、行き過ぎた性教育が教育現場において実施されることはないか。区の見解を伺う。</p>
<p>回答 ⑨</p>	<p>まず、本法施行後、区は個々の児童生徒の発達の段階に応じた指導が行われることが確保されるかのご質問にお答え致します。</p> <p>東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム（学校教育編）」において、児童の発達の段階に応じて「性自認」や「性的指向」に対する正しい理解と認識を深める事例が社会科や道徳科等において例示されております。区立小中学校においても、人権教育の視点から多様性に関する教育を推進し、自分と異なる意見や立場を尊重し大切にしようとする心情を育てており、個々の児童・生徒の発達の段階に応じた指導が確保されております。</p> <p>次に、保護者や区民の理解が進まない段階で、行き過ぎた性教育が教育現場において実施されることはないかのご質問にお答え致します。</p> <p>足立区では、「足立区版生命（いのち）の安全教育」を、令和5年度からすべての区立小中学校で実施しており、児童・生徒を性犯罪・性暴力から守るための教育を性教育と関連付けながら推進しております。足立区教育委員会で保護者向けリーフレットを作成し、足立区内の全児童・生徒及びその保護者に配布することで、保護者・地域からの理解を得られるよう努めております。なお、児童・生徒や地域などの実態により、学習指導要領に示されていない発展的な内容を含む授業を実施する際には、東京都教育委員会が発行する「性教育の手引き」の基本方針に基づき実施をしております。また、実施の際には、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、</p>

	<p>保護者の理解・了承を得た児童・生徒のみを対象として授業を実施しており、保護者や区民の理解が進まない段階で行き過ぎた性教育が実施されることのないよう学校に指導しております。</p>
--	--

(担当所管：教育指導部 教育指導課)

<p>質問の要旨</p> <p>⑩</p>	<p>5. 岩手県や愛媛県の職員対応マニュアルでは、性自認に基づいたトイレの使用で他の利用者から苦情が出た場合、「様々な方が利用するみんなの施設であることを説明し、苦情を出された方に理解を求めましょう」等と定められているという。衆議院内閣委員会では、法案提出議員から「本法案は、理念法であり、個々人の行動を制限したりまた何か新しい権利を与えたりするものではない。したがって、女性トイレや公衆浴場の施設等の利用やスポーツ大会等への参加ルールについて現状の在り方を変えるものではない」と説明されていたが、岩手県や愛媛県の事例から分かるとおり、実際には、「理解増進」のためにトイレの利用を始め、社会の現状の在り方を変更する必要があることが想定されている。本法案は、施行によって女性や子供の権利や安全が侵害される懸念があるとの指導を受け、第12条において「この法律に定める措置の実施等に当たっては（中略）全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」と規定している。区としては、どのようなことに「留意する」ことで、区民の懸念や不安を払拭し、女性や子供の権利・安全を守ることになると考えるか、見解を伺う。</p>
<p>回答</p> <p>⑩</p>	<p>法第十二条に基づく留意において、区として、どのようなことに「留意する」ことで、区民の懸念や不安を払拭し、女性や子供の権利・安全を守ることになると考えるかについてお答えします。</p> <p>まずLGBT理解増進法第十二条において政府はその運用に必要な指針を策定するものとする規定されております。</p> <p>6月23日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局生活生成課長から、薬生衛0623第1号「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」の通知が発出されました。この通知では、身体的特徴をもって判断するとしております。</p> <p>トイレの利用方法やスポーツ大会等への参加ルールなどにつきましては、いまだ国の方針は示されておりませんが今後も国の動向を注視し、慎重に対応を検討してまいります。</p> <p>(担当所管：地域のちから推進部 多様性社会推進課)</p>